

日整連第19-390号
平成20年2月25日

国土交通省自動車交通局技術安全部
技術企画課長 木場 宣行 殿
整備課長 清谷 伸吾 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 下 平 隆

保安基準適合標章の自動車前面ガラス貼付に関する要望について

拝啓、時候下、貴台ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営に対し、格別のご高配を賜り誠に有難うございます。

さて、現在、指定自動車整備事業者の交付する保安基準適合標章については、国土交通省令及び同省令に基づく自動車交通局技術安全部長通達にて、カードケース等に収納し、有効期間を記載した表面を自動車前方から見やすいようにして運転者の視野を妨げない適切な位置に表示する旨が規定されております。

しかし、前方から最も見やすいと思われる自動車前面ガラスへの貼付による表示は認められていないことから、指定自動車整備事業者は、やむを得ずダッシュボード上に置くなどして表示しておりますが、この場合、自動車によっては前方から見やすい適切な位置に表示することが困難な場合も生じており、苦慮しているところであります。

同標章は、当該自動車が「道路運送車両の保安基準」に適合していることを知らしめるなど、短期間といえども検査標章と同様の役目を担っておりますことから、検査標章と同様前方から最も見やすいと思われる前面ガラスに貼付し表示することを認めて下さるようお願い申し上げます。

なお、改正される際には、関係者等への周知に万全を期する必要から改正後、3か月程度の周知期間を以て施行を考慮して頂きたく併せてお願い申し上げます。

敬具